

[別紙1]

鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(事業開始の原則20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※7月31日までに実施される事業の交付申請は、7月20日まで。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了等から30日以内又は3月18日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。
※7月31日までに実施される事業は、交付決定日から30日を経過する日と、
事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日のいずれか遅い日。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

■資料提出・問合せ先

鳥取県庁中山間地域政策課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220)

電話 : 0857-26-7390